

機関番号：32689
研究種目：若手研究(B)
研究期間：2009～2010
課題番号：21730096
研究課題名(和文) 赤ちゃんポストの立法論的考察

研究課題名(英文) Baby Safe Havens in Japan

研究代表者

三枝 健治 (SAIGUSA KENJI)
早稲田大学・法学学術院・教授
研究者番号：80287929

研究成果の概要(和文)：

熊本市の慈恵病院で試行されている「赤ちゃんポスト」について、その法制化の要否を明らかにすることを目的に、本研究は、各国の制度を比較法的に調査し、第一に、各国で賛成・反対のいずれかが決定的な流れとして確立しているわけではなく、我が国において法制化するか否かは政策的に等しく可能な選択肢であること、第二に、子捨て助長か、子殺し防止かという検証不能なスローガンより、子殺し防止の他の政策手段との比較や、子捨て容認のメリット・デメリットの検証を踏まえて政策的に判断すべきであることを指摘した。

研究成果の概要(英文)：

This research surveys the baby haven places in the U.S. and the babyklappe in Germany, compares their system, and critically analyze the current operation of "konotori-no-yurikago(Japanese baby safe haven place or babyklappe)" at the hospital in Kumamoto city in terms of the balance between of preventing baby dump and saving the life of baby.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2010年度	1,000,000	300,000	1,300,000
年度			
年度			
年度			
総計	2,200,000	660,000	2,860,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法

キーワード：赤ちゃんポスト、子の福祉

1. 研究開始当初の背景

本研究は、いわゆる「赤ちゃんポスト」の比較法的な検討を通じて、立法論的見地から、我が国におけるその法制化の要否と具体的な制度のあり方について提言しようとするものである。

「赤ちゃんポスト」は、周知の通り、匿名の子捨てを一定の要件の下に免責することで子殺しを回避しようと構想された制度で、我が国では、熊本市の慈恵病院がドイツの **babyklappe** 制度をモデルに開設計画を公表したところ、社会問題として賛否両論沸き上がり、紆余曲折を経て、結局、まずは1年間試行し、その結果を検証することとなった（なお、本研究の着手後、熊本県と熊本市が設置した検証委員会により検証結果が報告書としてまとめられている）。

従来、この「赤ちゃんポスト」を巡る議論は、子捨てが免責に関する道徳論や、赤ちゃんポストにより子捨てが誘発されるか否かという実証データ抜きにした水掛け論に終始しがちで、それ以上に詳細な理論的検討は十分なされてこなかったように思われる。確かにドイツ等の外国の状況が紹介されることもあるが、その多くはジャーナリストによる表面的な制度紹介に止まり、学術的な観点からの考察は皆無である。

そこで、先行してこの問題に取り組んだ二つの国の制度、すなわち、具体的には、法制化を断念して社会団体により事実上運営されているドイツの **babyklappe** と、法制化して州政府により法律上運営されているアメリカの **baby safe haven** の両者を参考に、それぞれの国での立法に向けた議論を分析して、我が国への立法論的示唆を得ようとしたのが本研究である。

2. 研究の目的

本研究は、熊本市の慈恵病院で試行されている「赤ちゃんポスト」について、その法制化の要否と運用のあるべき姿を判断する基礎資料を提供するために、本研究は、制度の比較法的調査を通じ、次の三点を明らかにすることを目的とする。

第一は、赤ちゃんポストの賛成論と反対論の議論の応酬を整理し、それぞれの見解が立場を分かち決定的なポイントは何かを解明することである。それには、①反対論が赤ちゃんポストの何を問題視しているのか、そしてそのような反対論の指摘にかかわらず賛成論はなぜ法制化を求めるのか、それぞれの立場の論拠の特定と分析が必要となるが、それに止まらず、②同じように賛否両論ある中、各州で法制化に成功したアメリカと法制化が失敗したドイツとでなぜ違いが生じたのか、すなわち、立法の成否の違いは何によりもたされたのか、また、③法制化されたか否かで制度上又は運営上違いが生じるか否か、生じるならそれは何かも調査の対象となる。

第二は、実証データを基にした赤ちゃんポストの実効性を解明することである。アメリカの州の中には、時限立法で赤ちゃんポストを導入し、その期間中の結果を検証して恒久立法へと発展させたところがあり、また、ドイツでも事実上の運営により積み重ねられた赤ちゃんポストの利用実態を踏まえて立法が目指されたことから、いずれの国でも子殺しを防ぐに赤ちゃんポストの法制化が果たして効果的な手段か否か、実証データの評価を巡って様々な議論が見られる。こうした議論の参照は、我が国で熊本市が現在進めている試行期間の結果を検証する上でも有用な視点を提供するものと期待しうる。

第三は、アメリカとドイツの赤ちゃんポス

トの制度概要をそれぞれ正確に把握し、そのありうる制度設計と制度運用のヴァリエーションを提示し、ヴァリエーションの要因が何かを解明することである。賛成論と反対論が対立する中で、①制度設計に際していかなる提案が取り入れられ、あるいは退けられたのか、また、②法改正により制度を改正したところは何を変えたのか、更に、③こうした制度のヴァリエーションや変容は何によるのか、それらを立法過程の議論や制度間の比較を分析して検証することは、我が国において赤ちゃんポストの制度を構想するうえで不可欠な検討事項である。また、④子殺しを防ぐ他の手段として考えられる養子・中絶・匿名出産等といった周辺の関連制度との役割分担をいかに図ろうとしているのか、各国におけるその制度上の工夫も調査の対象となる。

以上三つの目的のうち、第一および第二は議論の入口である赤ちゃんポストの是非論、第三は入口の是非論をクリアーした後の制度論に関連するものである。本研究は、これら三点の解明を中心に、ヒアリング調査も踏まえて、アメリカとドイツの制度を巡る各国での議論を参考に、赤ちゃんポストの法制化の要否と具体的な制度のあり方について考察しようとするものである。

3. 研究の方法

以上を目的とする本研究は次の方法により実施した。

(平成21年度)

(1) 現地調査の実施

アメリカで初めて赤ちゃんポストを法制化したテキサス州の州等の他複数の baby safe haven を訪ね、聞き取り調査をし、ヒアリング内容を分析した。

(2) 文献資料の収集・整理、分析

(ア) アメリカとドイツのそれぞれの制度の内容を知るために、関連文献を広く収集した。

(イ) それらの文献を通じて、それぞれの制度がどのような経緯を経て誕生したのか、またその立法過程でどのような議論の応酬があったのか、また現在、どのような問題点を抱えているかを調べ、制度賛成論と反対論のそれぞれの主張を整理・分析した。

(平成22年度)

(1) 現地調査の実施

(ア) 熊本市の慈恵病院で開設された「赤ちゃんポスト」の実態を調査するため、現地に行き、病院担当者に聞き取り調査をし、更に関連の資料の入手も図った。

(イ) ドイツの赤ちゃんポストの設置団体の幾つかに足を運び、制度の概要や運用のあり方について現地調査を実施した。また、ヨーロッパ各国の研究者にヒアリング調査し、ドイツの赤ちゃんポストの影響の有無を尋ね、影響ありと答えたチェコやハンガリー等の周辺国にも現地調査の対象を広げ、実態の把握に努めた。

(ウ) 上の国内外のヒアリング調査を踏まえ、熊本市の慈恵病院における「赤ちゃんポスト」の運営のあり方と比較し、その特徴を分析した。

(2) 文献資料の収集・整理、分析

(ア) 前年度に続いて、議会資料も含め、米独それぞれの国の立法過程における議論を調査した。こうして得た立法資料の分析と、学術論文を通じて議場外で展開された賛成論・反対論の調査を基礎に、賛成・反対論のそれぞれの論拠、実証データの評価、制度設計における構想とその後の変容の要因の解明に努めた。

(イ) こうしたアメリカとドイツのそれぞれの国における議論の分析と平行して、両国の議

論の比較を行い、共通点と相違点を明確にする。とりわけ、アメリカで赤ちゃんポストが法制化されたのに、ドイツではそれが断念されたのはなぜかを考察した。

(3) 学術論文公表の準備

以上(1)(2)を踏まえ、我が国における赤ちゃんポストの法制化の要否と具体的な制度のあり方についての立法提言をまとめ、その成果を後掲「5. 主な発表論文等」に掲出した論文の続稿として公表する準備を鋭意進めている。

4. 研究成果

アメリカでは 1999 年以降、多くの州で赤ちゃん避難所法が制定され、赤ちゃんポストが法律上運用されているが、今なお批判が根強く、例えば 2007 年にはハワイ州知事が同法制定を決めた州議会に拒否権を発動する事態となった。他方、ドイツでは逆に、2002 年に連邦議会に赤ちゃんポストの法案が提出されたものの最終的に立法が断念され、現在、赤ちゃんポストは慈善団体により事実上運営されているが、公的関与のない制度運営に対する不満を背景に、再立法の可能性を探る動きもある。

こうした対立状況の中、アメリカにおいて赤ちゃん避難所法の導入州が増加し今や全米で採択されているという事実や、ドイツにおける赤ちゃんポストと同様の制度が周辺国のチェコやハンガリー等にまで拡大して実施されているという事実に鑑みると、互いに対立する議論は賛成論に収斂していくようくようにも見える。しかし実際には、アメリカにおいて免責対象となる捨て子の年齢を引き下げる動きや、ドイツにおいて赤ちゃんポストの設置場所を病院外から病院内に移す動きも見られ、賛成論が確定的に優勢であるとまでは言い切れない。

この賛成論と反対論の対立は、最終的な立法の成否にかかわらず見られるもので、それは子殺し防止による新生児の生命の救済と子捨て助長による子の福祉の危殆化という二つの政策目標の一方をそれぞれの立場が相互に排他的に価値判断していることに起因する。ただ、いずれの価値判断も政策的には等しく可能な選択肢で（それゆえ、赤ちゃんポストに関して、アメリカで法制化されたのに、ドイツでは法制化されなかったのもむしろ当然で、法制化の成否は理論的な違いによるわけではない）、そうである以上、赤ちゃんポストの是非は、捨て容認の是非といった道徳論や、子捨て助長か、子殺し防止かという実証を抜きにしたスローガン合戦ではなく、子殺し防止の他の政策手段との比較や、子捨て容認のメリット・デメリットの比較といった実際上の考慮に基づき、政策的に判断すべき課題である。そして、上述の通り、各国の制度設計やその運営は、賛成論と反対論の対立のベクトルの向きの強さに応じて、その内容を多様に変化させており、我が国においても、子殺し防止による新生児の生命の救済と子捨て助長による子の福祉の危殆化という二つの価値判断を二者択一的に選択することなく、それぞれをどの程度尊重するかを見極め、アメリカやドイツの実態を参考にしつつ、そのベクトルに応じた相応しい制度設計と運用のあり方を模索する必要がある。以上を制度の比較法的な調査から明らかにしたのが本研究の成果である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕（計 1 件）（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

三枝健治「アメリカにおける『赤ちゃん避難所法(Safe Haven Law)』(1)」早法 83

卷3号 65-108 頁 (2008)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

三枝健治 (早稲田大学)

研究者番号 : 80287929